

灯火の要件に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領

改正事項

灯火の要件に関する事項

改正理由

2007 年 10 月に開催された IMO 第 83 回海上安全委員会（MSC83）において、決議 MSC.253(83)が採択され、灯火、灯火の制御器及び付属品の性能基準が改められた。その後、同決議の採択に伴う国内規定の見直しが行われ、2008 年 12 月 24 日付国土交通省発行の国海安第 152 号の 2 にて、同決議の一部を取り入れた船舶検査心得の一部改正が公布されたため、同改正に基づき関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 灯火については、IMO 決議 A.694(17)に定められている環境条件にも適合するよう定めた。
- (2) 灯火の標示事項に関する要件を定めた。
- (3) 配光光度の均一性に関する要件を定めた。
- (4) 光源として LED を使用する場合の要件を定めた。